

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第83号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年8月31日 09時30分ごろ	
発生場所	青森県八戸市八戸港東北東方沖 八戸市所在の鮫角灯台から真方位060° 18.3海里付近 (概位 北緯40° 41.7' 東経141° 55.3')	
事故等調査の経過	平成22年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七喜代丸、19トン IT2-5014、個人所有 B 漁船 第五十一福栄丸、9.7トン AM2-5391、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士 B 船長B、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部に亀裂、いか釣り機損傷 B 船尾マスト倒壊、いか釣り機損傷	
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、約8ノットの速力で南進して漁場を移動していた。 船長Aは、船首方にいか釣り漁の操業をしている漁船を数隻認めたが、まだ距離があると思ひ、魚群探知機を見ていてB船に接近していることに気付かなかつた。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、漂泊していか釣り漁の操業を行っていた。 船長Bは、A船が接近していることに気付かなかつた。 両船は、平成22年8月31日09時30分ごろA船の左舷船首部とB船の右舷船尾部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は南進中、B船は漂泊して操業中、八戸港東北東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。 船長Aは、魚群探知機を見ながら漁場を移動していて適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。 船長Bは、A船が接近していることに気付かなかつたことから、適切な見張りを行っていなかつた

	<p>たものと考えられる。</p> <p>B船の見張りについては、船長Bから十分な情報が得られなかったため、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、八戸港東北東方沖において、A船が南進中、B船が漂泊して操業中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>